○大多喜町シンボルキャラクターデザイン等の使用に関する要綱

平成２４年４月１７日

告示第３９号

（趣旨）

第１条　この要綱は、大多喜町シンボルキャラクター（以下「キャラクター」という。）のデザイン等の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「キャラクター」とは、町が定めたキャラクターの基本デザイン（別図）及び町長が別に定めるその展開デザインとし、その名称は「おたっきー」とする。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　デザイン等　キャラクターのイラスト、立体物又はこれらに準ずるもの

（２）　物品　デザイン等を使用した商品、景品、商品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの

（デザイン等使用料）

第３条　デザイン等を使用する際の料金は、無償とする。

（無償使用申請）

第４条　デザイン等を使用しようとする者は、大多喜町シンボルキャラクターデザイン等使用申請書（別記第１号様式）を町長に提出し、その許可を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、町長の許可を要しない。

（１）　町又は町の機関が業務に関し使用するとき。

（２）　町内の学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。

（３）　報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

（４）　その他町長が特に認めたとき。

（使用の許可）

第５条　町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときはデザイン等の使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、デザイン等の使用を許可しないものとする。

（１）　町及びキャラクターの品位及びイメージを害し、又は害するおそれのあるとき。

（２）　法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

（３）　特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

（４）　不当な利益を得るために利用し、又は利用するおそれがあるとき。

（５）　その他町長が公益上の観点又は著作権管理の観点から使用について不適当と認めるとき。

２　町長は、デザイン等の使用を許可するときは、大多喜町シンボルキャラクターデザイン等使用許可通知書（別記第２号様式）により、申請者に通知するものとする。

３　町長は、前項の許可に際し、条件を付すことができる。

４　町長は、使用を許可しないときは、大多喜町シンボルキャラクターデザイン等使用不許可通知書（別記第３号様式）により、申請者に通知するものとする。

（デザイン等の使用期間）

第６条　デザイン等の使用期間は、３年間以内とし、次項による場合を除き、使用申請書に記載のとおりとする。

２　町長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、許可通知書に記載して通知する。

３　前２項の使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、改めて申請を行い、使用許可を受けなければならない。

（許可内容の変更の申請）

第７条　デザイン等を使用するもの（以下「使用者」という。）は、許可を受けたデザイン等の使用内容を変更しようとするときは、大多喜町シンボルキャラクターデザイン等使用内容変更申請書（別記第４号様式）を町長に提出し、その許可を得るものとする。

２　町長は、デザイン等の使用内容の変更を許可する場合には、大多喜町シンボルキャラクターデザイン等使用内容変更許可通知書（別記第５号様式）により、申請者に通知するものとする。

３　町長は、デザイン等の使用内容の変更を許可しない場合には、大多喜町シンボルキャラクターデザイン等使用内容変更不許可通知書（別記第６号様式）により、申請者に通知するものとする。

４　前２条の規定は、第１項の申請について準用する。

（使用許可の取消し等）

第８条　町長は、デザイン等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、デザイン等の使用許可を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

（１）　第５条第１項各号のいずれかに該当することとなったとき。

（２）　第５条第３項の条件に反したとき。

（３）　次条各号の遵守事項を遵守しないとき。

２　町長は、前項の規定によりデザイン等の使用許可を取り消したときは、大多喜町シンボルキャラクターデザイン等使用許可取消通知書（別記第７号様式）により、使用者に通知するものとする。

３　第１項の規定によりデザイン等の使用許可を取り消された者（以下「許可取消者」という。）は、当該使用に係る物品をいかなる場合であっても使用してはならない。

４　町長は、第１項の規定によりデザイン等の使用許可を取り消したときは、許可取消者に対し、当該使用に係る物品の回収を求めることができる。

５　町長は、前３項の規定により許可取消者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用上の遵守事項）

第９条　デザイン等を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　許可を受けた目的又は用途のみに使用すること。

（２）　町で定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。

（３）　第５条第３項の規定により付された条件に従って使用すること。

（４）　デザイン等の使用に際し、町が貸し出した物件を期限までに返還すること。

（５）　許可を受けた使用権は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。

（６）　商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

（７）　原則として物品には、「大多喜町シンボルキャラクター　おたっきー」と標記を付すこと。

（８）　デザイン等の使用前に当該使用に係る物品の完成品を速やかに町長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と町長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。

（責任の制限）

第１０条　使用者が、デザイン等の使用によって、第三者との間に紛争を生じ、損害の賠償、損失の補償等を求められた場合でも、町長は責任の一切を負わないものとする。

（補則）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に町長が定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

　　附　則（平成３１年４月１日告示第２４号）

この告示は、公示の日から施行する。

別図（第２条関係）

|  |
| --- |
|  |
| 正面 |
|  |
| 背面 |
|  |
| 側面 |

















別記第１号様式（第４条関係）

第２号様式（第５条関係）

第３号様式（第５条関係）

第４号様式（第７条関係）

第５号様式（第７条関係）

第６号様式（第７条関係）

第７号様式（第８条関係）